

**平成28年分 市県民税申告受付日程**  
 日時：2月16日(木)～3月15日(水)※土日を除く  
 9時～16時  
 場所：下田市役所 2階 大会議室

※下記の日程で、各地区の会場でも申告を受け付けます。ただし、各地区の会場で申告受付を行っている日には、その地区にお住まいの方は市役所で申告の受付ができませんのでご了承ください。

月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間	月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間
2月16日(木)	須原	須原区民会館	9:30~11:30	3月1日(水)	全地区	市役所大会議室	9:00~16:00
2月17日(金)	横川	横川諏訪神社	9:30~11:30	3月2日(木)	東中・西中 中・高馬	中(なか)公民館	9:30~14:30
2月20日(月)	北湯ヶ野	北湯ヶ野区集会場	9:30~11:00				9:30~11:00
2月21日(火)	箕作・相玉・椎原・宇土金・落合・荒増・堀之内・加増野	稲梓基幹集落センター	9:30~14:30	3月3日(金)	立野・蓮台寺・河内	稲生沢公民館	9:30~14:30
				3月6日(月)	大沢	上大沢区集会所	9:30~11:00
2月22日(水)	大賀茂	大賀茂区公会堂	9:30~11:30	3月7日(火)	四・五・六丁目 旧岡方村	市役所大会議室	9:00~16:00
	田牛	田牛区集会場	13:30~15:00				
2月23日(木)	吉佐美	朝日公民館	9:30~14:00	3月8日(水)	一・二・三丁目	市役所大会議室	9:00~16:00
2月24日(金)	白浜	白浜公民館	9:30~11:30	3月9日(木)	東本郷・武方浜		
			旧板戸公民館	13:00~15:00	3月10日(金)	西本郷・敷根	
2月27日(月)	須崎	須崎漁民会館	9:30~14:00	3月13日(月) 3月15日(水)	全地区	市役所大会議室	9:00~16:00
2月28日(火)	柿崎	柿崎公民館	9:30~11:30				
		外浦区集会場	13:30~15:00				

# 市県民税申告は正しくお早めに！ 申告期間は2月16日から3月15日まで



平成29年度(平成28年中の所得に対する)市県民税の申告受付が始まります。  
 市県民税の申告は、平成29年度市県民税の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料などを算定する上で重要な資料となります。  
 申告が必要な方は3月15日までに必ず申告してください。

**個人番号  
(マイナンバー)の  
記載について**

本年の市県民税の申告及び所得税の確定申告(平成28年分)から申告者本人、扶養親族及び事業専従者のマイナンバーの記載が必要になります。申告書提出の際には、本人確認(番号確認と身元確認)が必要となりますので必要書類の写しをご用意ください。  
 ※マイナンバーカードの写しを持参いただく際は両面を

## 市県民税の申告

平成29年1月1日現在、下田市に住み、次に該当する方は原則として市県民税の申告をしていただきます。  
 ◎申告が必要な方  
 ▼営業・農業・不動産などの所得があった方  
 ▼公的年金受給者で、社会保険料控除など追加で控除を受ける方や他の収入があった方

コピーしてきてください。  
 ①番号確認 申告者本人についてマイナンバーを確認できる書類等(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票等)  
 ②身元確認 申告者本人について公的機関が発行した書類等(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)

▼給与所得者であるが、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方  
 ▼給与所得者であるが、2か所以上から給与の支払いを受けている方  
 ▼給与所得者であるが、他に報酬・原稿料・公的年金・家賃などの不動産収入・配当(特定配当など、申告不要の配当を除く)などの所得があった方  
 ▼平成28年中に会社などを退職した方(再就職し、前職分を合わせて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている場合を除く。)  
 ▼国民健康保険に加入している方(所得の有無にかかわらず申告が必要です。)  
 ▼平成28年中に収入がなかった方や障害年金・遺族年金など非課税収入のみの方で、市内に住所があるご家族の扶養になっていない方

## 所得税の確定申告

身体障害者手帳、療育手帳など  
 ※その他の控除についてはお問い合わせください。

### ◎所得税の確定申告が必要な方

▼給与と所得者の場合  
 ▼給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方  
 ▼2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方  
 ▼給与の年収が2,000万円を超える方、など  
 ▼自営業者などの場合  
 ▼平成28年分の所得合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方  
 ◎確定申告すれば  
 所得税が還付される方が  
 確定申告をする義務のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。  
 ▼ローンにより住宅を取得し

### ◎申告が必要でない方

▼平成28年分の所得税の確定申告書を提出される方  
 ▼給与所得以外の所得がなく、会社から市へ給与支払報告書が提出されている方  
 ▼平成28年中に収入がなく、市内に住む親族の扶養となっている方  
 ▼公的年金400万円以下の収入のみで他に社会保険料等追加の控除がない方  
 ※追加の控除を受けるときなどは、申告が必要な場合もあります。  
 ◎申告に必要なもの  
 ○印鑑  
 ○給与・公的年金などの源泉徴収票  
 ○給与と公的年金以外の収入がある方は、平成28年中(1月から12月まで)の収入・支出がわかるもの  
 ○各種控除のわかる書類  
 ・配偶者特別控除  
 源泉徴収票など配偶者の所

た方

▼一定の額以上の医療費を支払った方  
 ▼年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない方など  
 ◎平成28年分確定申告  
 受付期間  
 2月16日(木)～3月15日(水)  
 ※土日を除く  
 開設時間 9時～17時  
 ※受付終了時間16時  
 場所 市民スポーツセンター 第1会議室

※期間中、下田税務署での確定申告の受付は行っておりませんのでご注意ください。  
 ※会場では電子申告(e-TAX)による申告相談を行っています。税務署から送られたハガキ又は封書、その他昨年以前に申告会場でお渡しした茶色又は緑色の重要書類と書かれた封筒をお持ちの方はご持参ください。

### 平成28年分から適用される 主な税制改正

①金融所得課税の  
 一体化等の見直し  
 特定公社債等の利子所得及

得金額がわかるもの

・社会保険料控除  
 国民年金・国民健康保険税などの払込証明書(国民健康保険税・後期高齢医療保険料・介護保険料にかかる「平成28年中の納付額のお知らせ」を1月下旬に発送しています。)  
 ・生命・地震保険料控除  
 生命保険料・地震保険料の払込証明書  
 ・医療費控除  
 平成28年中に支払った医療費の領収書・レシート、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書  
 ・領収書などは整理し、支払った医療費・交通費(公共交通機関利用の場合のみ)の明細を便箋などに受診者ごとに病院別、日付順にご記入の上持参してください(合計額を必ず計算しておいでください。)  
 ・障害者控除

び譲渡所得を申告分離課税とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算と繰越控除が可能になります。  
 ②日本国外に居住する  
 扶養親族等の  
 書類の添付義務化  
 日本国外に居住する親族について扶養控除等(扶養控除、配偶者(特別)控除又は障害者控除)を申告する場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要となりました。

③給与と所得控除の見直し  
 給与所得控除の上限が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)は、平成28年分は1,200万円(控除額230万円)に、平成29年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げられることとなりました。  
 問合せ先  
 ・市県民税の申告について  
 税務課市民税係(窓口⑨)  
 ☎22218  
 ・所得税の確定申告について  
 下田税務署  
 ☎20185  
 自動音声「0」